|  |
| --- |
| 議　　事　　概　　要 |
| １　代表者会議の開会について  　　・定例会中は、一般審査後及び知事質問終了後にそれぞれ代表者会議を開会することとし、それ以外は必要に応じて開会。  　２　説明員の出席の取扱いについて  　　(1)教育委員  　　　・行政委員の出席要求については、申合せ事項のとおり、委員会で協議の上、必要の都度出席を要求することで、各会派了承。  　　(2)理事者  　　　・副首都推進局については、公立大学法人大阪に関する事項が本委員会の所管のため、説明者は、一般審査の際は、副首都推進局理事兼公立大学法人担当部長、同総務担当部長及び公立大学法人担当課長の３名、知事質問の際は、一般審査出席の３名に加え、副首都推進局長に出席を求めることを原則とし、一般審査においても、局長の出席が必要となる場合には、出席を求めることで各会派了承。  ・理事者の出席については、申合せ事項のとおり、理事者の絞込みが可能な場合は、理事者側で出席者を限定して差し支えないこと、また、委員長の許可を得て、休憩又は質問者ごとに入れ替わり出席することが可能となっている。  　３　委員会の所管事務に係る調査について  　　・本委員会における所管事務に係る調査について、各会派の意向聴取。  　・大阪維新…意向あり。府立高校改革のグランドデザイン。  　・公明党…意向なし。  　・自民党…意向あり。維新と同じ。  　・大阪の和…意向あり。維新と同じ。  　・松浪委員…意向あり。維新と同じ。  ・調査項目の決定、実施方法などについては、後日あらためて協議。  ・次回の代表者会議については、後ほど事務局にて日程調整を行う。  　４　本日の委員協議会について  　　　　〔資料「教育常任委員協議会次第」参照〕  　　・このあと１１時からの委員協議会は、資料に記載のとおり進行。  　　・理事者の説明資料は、「府議会情報共有サイト」からモバイル端末等に事前にダウンロードのうえ、出席するよう依頼。 |